

目次

1. 民間の取組促進施策の把握に関する考え方について
 - (1) 国土強靱化に資する民間の取組の範囲
 - (2) 促進施策の把握
2. 民間の取組促進施策の現状について
 - (1) 促進施策の概要
 - (2) 主な促進施策
 - (3) 促進施策の一覧表

1. 民間の取組促進施策の把握に関する考え方について

(1) 国土強靱化に資する民間の取組の範囲

促進施策の対象となる民間の取組については、民間企業による施設・設備の整備等(ハード)のいわゆる民間投資を含め、次の4つの取組のうち国土強靱化に資するものとする。

- ①民間企業による施設・設備の整備等(ハード)(いわゆる民間投資)
- ②非営利団体等各種団体(①の民間企業以外)による施設・設備の整備等(ハード)
- ③民間(民間企業、各種団体をいう。以下同じ。)によるソフトの取組
- ④PPP／PFI手法を用いた公共施設の整備・運営

(2) 促進施策の把握

前回の議論を踏まえ、今回は、民間の取組の全てを対象に、現在政府により行われている促進施策を把握する。

促進施策の把握は、「予算」「税制・融資」に加えて、「規制の見直し」「指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等」についても行う。

2. 民間の取組促進施策の現状について

(1) 促進施策の概要

「1. (2)」で把握した促進施策について、目的別に整理したところ、概要は以下のとおり。

促進施策の目的		促進施策の概要
A	倒壊・火災・浸水の防止	住宅・建築物の耐震化や老朽化した住宅・建築物の建替え促進、製油所等の火災・危険物流出対策等に対する支援措置が講じられている。
B	避難場所・避難路等の確保・強化	避難場所等となる民間施設の確保、当該施設における非常用設備の導入や備蓄の充実等に対する支援措置が講じられている。
C	バックアップ(データ・エネルギー等)の確保	データセンターの分散化促進や、再生可能エネルギーの導入促進等に対する支援措置が講じられている。
D	サプライチェーンの維持	エネルギーや食品の安定供給、物流施設における非常用設備の導入や備蓄の充実等に対する支援措置が講じられている。
E	その他分野横断的な取組(BCP、研究開発)	融資制度との関連付けやマニュアル等による中小企業等のBCP策定促進や、官民連携等による研究開発の促進に対する支援措置が講じられている。

(2) 主な促進施策 A) 倒壊・火災・浸水防止(住宅・建築物の耐震化)

予算制度

防災・安全交付金

(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国土交通省】

○住宅・建築物の耐震化を促進するため、防災・安全交付金等を活用し、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援を実施する。

(耐震対策緊急促進事業)【国土交通省】

○改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・耐震改修等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が補助率の引き上げを実施する。

医療提供体制施設整備交付金

(医療施設耐震整備事業)【厚生労働省】

災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行う。

税制・融資

既存建築物の耐震改修投資促進のための法人税・所得税・固定資産税の特例措置【国土交通省】

○平成26年度税制改正において、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、以下の特例措置を講じた。

(法人税・所得税)

平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について特別償却25%ができることとする。

(固定資産税)

耐震診断結果が報告された建築物について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額の減額措置(2年間1/2)を講ずる。

規制の見直し

建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正)【国土交通省】

- ・耐震診断の義務付け・結果の公表
(病院、店舗、旅館等(うち大規模なもの等)が対象)
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和
- ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定



指針・ルール・ガイドライン等

東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正(H23・H24)【内閣官房】

○大規模災害発生時に備え、人的被害等の最小化、都市機能の停止・低下等の抑制、都市間の連携に係る施策の基本的方針を明記する等の改正を行った。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正)【国土交通省】

○耐震性に係る表示制度を創設した。

(2) 主な促進施策 B) 避難場所・避難路等の確保・強化(避難場所の確保・強化)

予算制度

都市再生安全確保計画策定事業【内閣官房・内閣府】

○首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、都市再生緊急整備地域において都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に必要な基礎データ収集等に対する支援を実施する。

都市安全確保促進事業【国土交通省】

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。

税制・融資

都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置(固定資産税・都市計画税) 【国土交通省】

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税について、最初の5年間、価格に2/3を参酌し、1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を講じる。

規制の見直し

都市再生安全確保計画に係る特例措置【国土交通省】

- 建築ストック再編を促進するための手続の一体処理(建築確認、耐震改修計画の認定等の手続の一本化)
- 容積率不算入の特例(備蓄倉庫等)
- 都市公園の占用の許可の特例(備蓄倉庫等)



首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特例措置【内閣府】

- 都市再生緊急整備地域外であっても都市再生安全確保計画に関する特例措置を適用 等

特定緊急対策事業推進計画に係る特例措置【内閣府】

- 重油等の用途地域ごとの貯蔵量制限の緩和による燃料備蓄の充実等

指針・ルール・ガイドライン等

都市再生安全確保施設の適切な管理のための協定制度【国土交通省】

○大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設(退避経路、退避施設、備蓄倉庫)の適切な管理のための協定制度を創設した。

<協定のイメージ>

- ・多数の滞在者等が各施設から混乱なく退避できる経路の確保のための協定
- ・多数の滞在者等が数日間風雨をしのげる退避施設の確保のための協定
- ・多数の滞在者等が数日間退避生活を送る際の食料、水、毛布等の備蓄物資の確保のための協定

(2) 主な促進施策 C) バックアップ(データ・エネルギー等の確保)

予算制度

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金【経済産業省】

(地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業)

地方自治体等による再生可能エネルギー発電システム設備導入及び地方自治体と連携して行う設備導入に対して補助を行う。また、地方自治体でなくとも、災害緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件に、民間事業者が取り組む再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の導入に対して補助を行う。

(再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業)

民間事業者による設備導入に対して補助を行う。

税制・融資

データセンター地域分散化促進税制(法人税)【総務省】

○ 首都直下地震等に備えるため、データセンターが東京圏に一極集中している状況を緩和させることにより、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させること等を目的として、東京圏以外のデータセンター内に東京圏のデータセンターのバックアップを行うサーバー等の設備を取得した事業者に対して、法人税の特例措置(設備取得価額の15%の特別償却)を適用するものである。

規制の見直し

補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用

【H26.1総務省】【H25.12文部科学省】【H26.2厚生労働省】【H25.12農林水産省】【H25.12経済産業省】【H26.2国土交通省】【H26.1環境省】

○ 太陽光発電その他の再生可能エネルギー普及促進を図るため、補助事業等により取得した施設等において、補助事業者等が再生可能エネルギー発電設備を自ら設置し、又は第三者に有償で施設等の一部を貸し付けることにより設置する場合であって当該施設等の利用が次のような場合*には、補助金等の交付の目的に反しない使用として取り扱うこととする旨HPにて公表(経済産業省等)

* 施設の屋上・屋根、管理上取得し現在使用していない土地、浄水場の水面の上部空間等を利用する場合を指す。



指針・ルール・ガイドライン等

東京圏以外に地域分散する対象電気通信設備の整備に関する実施計画(大臣認定)【総務省】

○ 電気通信事業者のうち、サービスの信頼性を向上させる特定の設備を整備しようとする者が、実施しようとする施設整備事業について、当該事業の計画を、総務大臣に提出することで認定を受けられる制度。

総務大臣はこの計画について、認定の申請があった場合において、その実施計画が基本指針(*1)に照らし、適切なものであり、かつ、確実に実施される見込みがあると認めるときは認定するものである。

(※1) 施設整備事業を推進するための基本的指針を定めた件(平成23年総務省告示第400号)

(2) 主な促進施策 D) サプライチェーンの維持

予算制度

石油供給インフラ強靱化事業【経済産業省】

○石油会社による、製油所における入出荷関係施設の耐震・液状化・津波対策等に対する支援を実施する。

災害に強い食品サプライチェーン構築事業【農林水産省】

○震災等大規模災害時においても、食品流通に係る事業継続等を目的とした食品産業事業者間等による連携・協力体制の構築の促進の支援を実施する。

災害に強い物流システム構築事業【国土交通省】

○広域物資拠点として選定された民間物流施設に対して、非常用電源設備、非常用通信設備の導入支援を実施する。

規制の見直し

非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送【国土交通省】

○カーフェリー等による被災地への燃料の緊急運送の実施について、危険物輸送船適合証の交付に関する手続の一部を省略する等の旨を通知した。

非常災害時における危険物の貯蔵・取扱い (地方公共団体に対するガイドラインの通知)【総務省】

○震災時における危険物の仮貯蔵、仮取扱いの安全対策や申請手続きに関する留意事項、危険物施設における臨時的な貯蔵取扱い等に係るガイドラインを策定し、地方公共団体等に通知した。



指針・ルール・ガイドライン等

緊急時における食品産業事業者間連携に係る指針【農林水産省】

○緊急時においても、食品の生産・供給の確保等を促進するため、食品のサプライチェーンの機能維持に有効な手段である食品産業事業者間等の協力方針及びそれを取り決める上での留意事項を策定した。

食品産業事業者のための連携訓練マニュアル【農林水産省】

○緊急時においても、食品のサプライチェーンの機能を維持するためには、食品産業事業者間の連携が有効であり、その実効性を確保するための連携訓練の手法等を策定した。



(2) 主な促進施策 E) その他分野横断的な取組(BCP作成、研究開発)

(BCP作成)

税制・融資

社会環境対応設備整備資金(BCP融資)【経済産業省】

○日本政策金融公庫による財政投融资制度。「中小企業BCP策定運用方針」に則り、同指針に定める様式を用いてBCPを策定し、BCPに基づく設備の設置に必要な資金を低金利で融資する。

指針・ルール・ガイドライン等

中小企業の事業継続計画(BCP)(事例集)(H23年5月)【経済産業省】

○中小企業が各社固有の状況を踏まえつつ、より実地的な事業継続計画を検討・策定するに当たって参考にしてもらうため、事業継続計画について検討する際に参考となるポイントを抽出し整理した。

事業継続ガイドライン第三版(H25年8月)【内閣府】

○企業等のBCP策定にあたり平時から取組としての事業継続マネジメント(BCM)の考え方の導入や災害教訓を活かしたもの等にするなど、より実効性のあるBCPとするため参考にすべきものを目的として、次の改定をした第三版を公表。

- ・平常時からの取組となるBCMの必要性の明記及び関連内容の充実
- ・幅広いリスクへの対応やサプライチェーン等の観点を踏まえる重要性及びそれらに対応し得る柔軟な事業継続戦略の必要性の明記
- ・経営者が関与することの重要性の明記

(研究開発)

予算制度

建設技術研究開発助成制度【国土交通省】

○国土交通省の所掌する建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を研究者から広く公募する競争的資金制度。優秀な提案に対して、補助金(建設技術研究開発費補助金)を交付する。



塩分の飛来・付着特性と塗装の劣化を考慮した鋼桁洗浄システムの開発

官民連携新技術研究開発事業【農林水産省】

○農業農村整備事業の現場にすぐに生かせるほ場レベル(フィールドレベル)での創意工夫等による新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることにより、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的として、農業農村整備に関する新たな技術開発五ヵ年計画における技術開発の基本方針に基づき、新技術の研究開発を行う者に対して補助金を交付する。

(3) 促進施策の一覧表

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
A) 倒壊・火災・浸水の防止(関連するプログラム番号: 1-1, 1-2, 1-4, 4-2, 5-3, 7-1, 7-2, 7-3, 8-4)	住宅・建築物の耐震化	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)(住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援)(国土交通省) 耐震対策緊急促進事業(改正耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援)(国土交通省) 医療提供体制施設整備交付金(医療施設耐震整備事業)(医療施設の耐震改修等に対する支援)(厚生労働省)	既存建築物の耐震改修促進のための法人税・所得税・固定資産税の特例(改正耐震改修促進法に基づく、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修に対する支援)(国土交通省)	耐震診断の義務付け・結果の公表(病院、店舗、旅館等(うち大規模なもの等)が対象)、耐震改修計画の認定基準の緩和、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(H25年11月建築物の耐震改修促進に関する法律の改正)(国土交通省)	東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正(大規模災害発生時に備え、人的被害等の最小化、都市機能の停止・低下等の抑制、都市間の連携等を明記)(H23・H24)(内閣官房) 耐震性に係る表示制度の創設(基準適合認定建築物である旨を表示できる制度)(H25年11月建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正)(国土交通省)
	住宅・建築物の建替えの促進	防災・安全交付金(防災街区整備事業)(調査設計計画、土地整備、共同施設整備に対する支援)(内閣府・国土交通省) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)(密集市街地における老朽住宅の建替え等に対する支援)(国土交通省)	防災街区整備事業(所得税・法人税・住民税の特例措置)(老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設への転換を支援)(国土交通省)	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)(H26年3月 総合設計制度等の活用により老朽化マンション等の建替えが容易になった旨の調査結果の公表)(国土交通省) 耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えの際の容積率制限の緩和(H26年12月マンション建て替え円滑化法の改正)(国土交通省)	
	浸水の防止	下水道浸水被害軽減総合事業(社会資本整備総合交付金等)(不特定多数が利用する地下空間等の管理者による止水板等の整備に対する(地方公共団体が助成する場合における)支援)(国土交通省)			
	鉄道の耐震化	鉄道施設安全対策事業費等補助金(首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における主要駅や高架橋等の耐震対策に対する支援)(国土交通省)	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、主要駅や高架橋等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(国土交通省)		

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
A)倒壊・火災・浸水の防止	護岸の耐震化	民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度(民間事業者が行う護岸等の改良に係る資金の一部を無利子で貸し付ける)(国土交通省)	民有護岸等の改良に対する法人税の特例措置(民間事業者が行う護岸等の改良に対する支援)(国土交通省)	港湾管理者による民有護岸等の維持管理状況に関する立入検査や勧告・命令の規定の創設(H25港湾法改正)(国土交通省)	
	製油所等の火災対策等	石油供給インフラ強靱化事業(製油所における耐震・液状化・津波対策等推進のための石油会社への支援)(経済産業省)		内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置の実施並びに地下貯蔵タンク等の規制の合理化(既設の地下貯蔵タンクのうち一定のもの)(H22年6月危険物の規制に関する規制等の一部改正)(総務省)	危険物施設の震災等対策ガイドライン(事業所の危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)における震災等対策への活用)(総務省)
B)避難場所・避難路等の確保・強化 (関連するプログラム番号:1-1,1-3,1-6,2-1,2-5,2-6)	避難場所の確保・強化	都市再生安全確保計画策定事業(都市再生安全確保計画の作成に必要なとなる基礎データの収集・分析等を支援)(内閣官房・内閣府) 都市安全確保促進事業(都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図る取組に対する支援)(国土交通省) 優良建築物等整備事業(避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援)(国土交通省) 特定民間都市開発事業(港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対する支援)(国土交通省)	都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置(固定資産税・都市計画税)(本計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税の特例措置(固定資産税・都市計画税))(国土交通省)	都市再生安全確保計画に係る特例措置(建築ストック再編を促進するための手続の一体処理(建築確認、耐震改修計画の認定等の手続の一本化)、容積率不算入の特例(備蓄倉庫等)、都市公園の占用の許可の特例(備蓄倉庫等))(H24年7月都市再生特別措置法の改正)(国土交通省) 首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特例措置(都市再生緊急整備地域外であっても都市再生安全確保計画に関する特例措置を適用等)(内閣府) 特定緊急対策事業推進計画に係る特例措置(重油等の用途地域ごとの貯蔵量制限の緩和による燃料備蓄の充実等)(首都直下地震対策特措法)(内閣府)	都市再生安全確保施設の適切な管理のための協定制度(退避経路協定、退避施設協定、管理協定[承継効])(協定制度の創設により大都市の主要駅周辺の安全の確保の取組を促進)(H24年7月都市再生特別措置法の改正)(国土交通省) 東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正(H23・H24)(内閣官房)[再掲] 津波救命艇ガイドライン(H26年9月海事局)(H25年6月四国運輸局にて策定したガイドラインを踏まえ、全国版として新たに策定)(国土交通省)
	災害時の拠点施設の整備・強化	災害時拠点強靱化緊急促進事業(学校、民間再開発ビル等において帰宅困難者、災害拠点病院において負傷者を受け入れるために付加的に必要なとなるスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に対する支援)(国土交通省) 医療提供体制施設整備交付金(医療施設耐震整備事業)(医療施設の耐震改修等に対する支援)(厚生労働省)			

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
B)避難場所・避難路等の確保・強化	避難場所等へのエネルギー確保	石油製品利用促進対策事業費補助金(避難所、病院等への石油製品貯槽、発電機等の導入に対する支援)(経済産業省)		熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和(天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては正当な理由に基づき選択的供給をすることは可能であり不当でないことを明記する)(H25年7月熱供給事業者に周知)(経済産業省)	コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化した(H25年6月))(経済産業省)
	情報通信手段の確保	民放ラジオ難聴解消支援事業(民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等が行う難聴解消のための中継局の整備に対する支援)(総務省) 地域ICT強靱化事業(放送ネットワーク整備事業)(民間放送事業者等が行う予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備に対する支援)(総務省)	放送ネットワーク災害対策促進税制(法人税、固定資産税等の特例措置)(民間ラジオ放送事業者が行う予備送信設備等の整備に対する支援)(総務省)	AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備(AMラジオ放送事業者による難聴対策・災害対策としてのFM補完中継局の整備を可能とした。(H26年4月))(総務省)	
	地下街対策	地下街防災推進事業(地下街会社が行う、天井板等設備の安全点検、地下街の安全対策の計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援)(国土交通省)			地下街の安心避難対策ガイドライン(H26年4月)(地下街管理者による地下街の防災対策の推進に活用)(国土交通省)
C)バックアップ(データ・エネルギー等)の確保	データのバックアップ		データセンター地域分散化促進税制(法人税の特例措置)(事業者が東京圏以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援。)(総務省)		電気通信基盤充実臨時措置法に規定する信頼性向上施設整備事業に係る、電気通信事業者が策定する税制対象設備の整備に関する実施計画(総務大臣認定)(H25年)(総務省)

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
C)バックアップ(データ・エネルギー等)の確保(関連するプログラム番号: 2-4,4-1,4-3,5-2,5-7)	再生可能エネルギー導入	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(事業者等が行う自家消費向け再生可能エネルギー発電設備の設置に対する支援)(経済産業省)		補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用(補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産の処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合についてHPに公開、周知)(H26.1総務省)(H25.12文部科学省)(H26.2厚生労働省)(H25.12農林水産省)(H25.12経済産業省)(H26.2国土交通省)(H26.1環境省) 電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な対応(太陽電池発電所の受変電設備に係る点検頻度を必要な保安水準が確保される範囲で最小限となるよう見直し)(H26年3月措置済み)(経済産業省)	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化のための措置(選任範囲を明確化したQ&Aを公表(H26.3)、電気保安協会マッチングサービス等を経済産業省HPにて周知(H26.3))(経済産業省) 風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定(火力発電所リブレースに係る国の審査の具体的方策「H24.11発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」の内容を風力・地熱発電所の審査にも適用(H25年6月))(経済産業省・環境省) 風力発電に係る環境影響評価の自治体による審査期間短縮に係る取組の促進(都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」の発出(H25年6月)等)(経済産業省・環境省)

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
D) サプライチェーンの維持(関連する重点プログラム番号: 5-1,5-8,6-1,)	石油関連	石油供給インフラ強靱化事業(石油会社による、製油所における耐震・液化・津波対策等に対する支援)(経済産業省) 石油製品流通網維持強化事業(石油製品販売業者の経営安定化、SSの災害対応能力強化に向けた人材育成に対する支援)(経済産業省) 灯油配送合理化促進支援事業(過疎地域等における灯油の安定供給確保のための配送合理化に対する支援。)(経済産業省) 地域エネルギー供給拠点整備事業(石油製品の安定供給を確保するため、地下タンク等の撤去、SS過疎地における簡易計量器の設置等に対する支援)(経済産業省) 高圧ガス施設の耐震補強支援事業(高圧ガス分野の民間事業者が行う高圧ガスの耐震補強等に対する支援)(経済産業省) 給油所地下タンク漏洩防止緊急対策事業(経済産業省) 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業(災害に備え、中核SSにおける石油製品の在庫確保の取組に対する支援)(経済産業省)		非常災害時における危険物の貯蔵・運搬(地方公共団体に対するガイドライン(H25年10月)通知)(震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう通知)(総務省) 非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取り扱いについて(H26年3月)(危険物運送船適合証交付に関する手続きの一部を省略する等の措置の実施)(国土交通省) 高圧ガス設備等耐震設計基準【告示】(高圧ガス製造施設等の耐震性を確保するための基本事項を具体的に定めた基準)(経済産業省) 内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置の実施並びに地下貯蔵タンク等の規制の合理化(H22年6月危険物の規制に関する規制等の一部改正)(総務省)[再掲]	既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について【指導文書】(経済産業省)
	電力	再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金(事業者が行う再エネ発電設備(風力・水力)の耐力調査等に対する支援)(経済産業省)		電力の特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃(特定供給の許可基準における自己保有要件の緩和)(H26年3月「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の改正)(経済産業省)	

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル等
D) サプライチェーンの維持	ガス			河川横断するガス導管敷設工事の渇水期(11～5月)以外の施工許可(河川管理者への周知徹底)(河川保安上問題がない場合は渇水期以外の期間に施工することが可能な旨河川管理者に周知)(H26年3月「河川を横断する管類等の設置許可の運用について」通知発出(国土交通省))	
	食品	災害に強い食品サプライチェーン構築事業(大規模災害時においても、食品流通に係る事業の継続等を目的とした食品産業事業者間の連携・協力体制の構築を促進するための支援)(農林水産省)			緊急時における食品産業事業者間連携に係る指針(H25年7月)(食料供給を維持するための企業間の連携を促進するにあたって参考とすべきもの)食品産業事業者のための連携訓練のすすめ食品産業事業者のための連携訓練マニュアル(H26年3月)(関係者が連携した訓練を行うための手法をまとめるとともに、事例を紹介)(農林水産省)
	物流	災害に強い物流システム構築事業(広域物資拠点として選定された民間物流施設に対して、非常用電源設備、非常用通信設備の導入を支援)(国土交通省)			
E) その他分野横断的な施策 (BCPの策定)			社会環境対応設備整備資金(BCP融資)(「中小企業BCP策定運用方針」に則り、同指針に定める様式を用いてBCPを策定し、BCPに必要な設備資金を低金利で融資)(経済産業省)		中小企業の事業継続計画(BCP)(事例集)(H23年5月)(中小企業が各社固有の状況を踏まえつつ、より実際的な事業継続計画を検討・策定するにあたって参考にすべきもの)(経済産業省) 事業継続ガイドライン第三版(H25年8月)(企業等のBCP策定にあたり平時から取組みとしての事業継続マネジメント(BCM)の考え方の導入や災害教訓を活かしたもの等にするなど、より実効性のあるBCPとするため参考にすべきもの)(内閣府)

目的	概要	予算 (補助金・交付金)	税制・融資	規制の見直し	指針・ルール、ガイドライン・マニュアル 等
E)その他 分野横断 的な施策 (研究開発)		ICT等を活用した災害対策の構築(人の立入が困難な災害現場でも迅速な調査・復旧が可能な災害対応ロボット等の開発・導入の推進に対する支援) (国土交通省) 官民連携新技術研究開発事業(農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術の開発に対する支援) (農林水産省) 建設技術研究開発助成制度(建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の推進に対する支援)(国土交通省) SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)(対象課題の一つとして「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」を設定し、研究開発の推進に対する支援) (内閣府)			

青字: 前回のナショナルレジリエンス懇談会(第15回)資料に掲載した促進施策

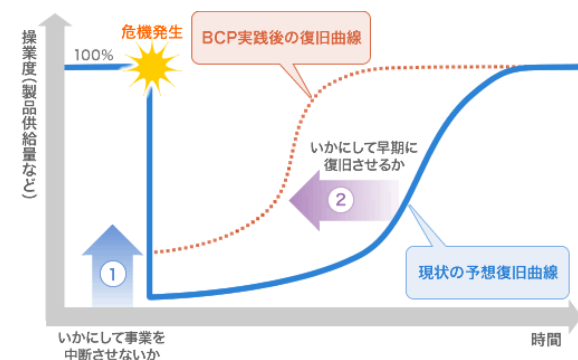
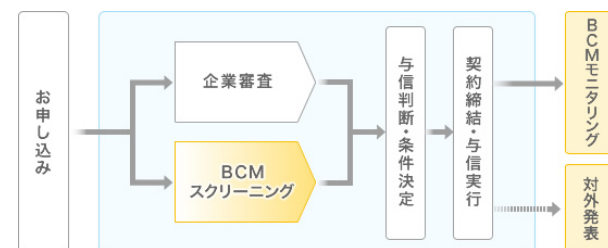
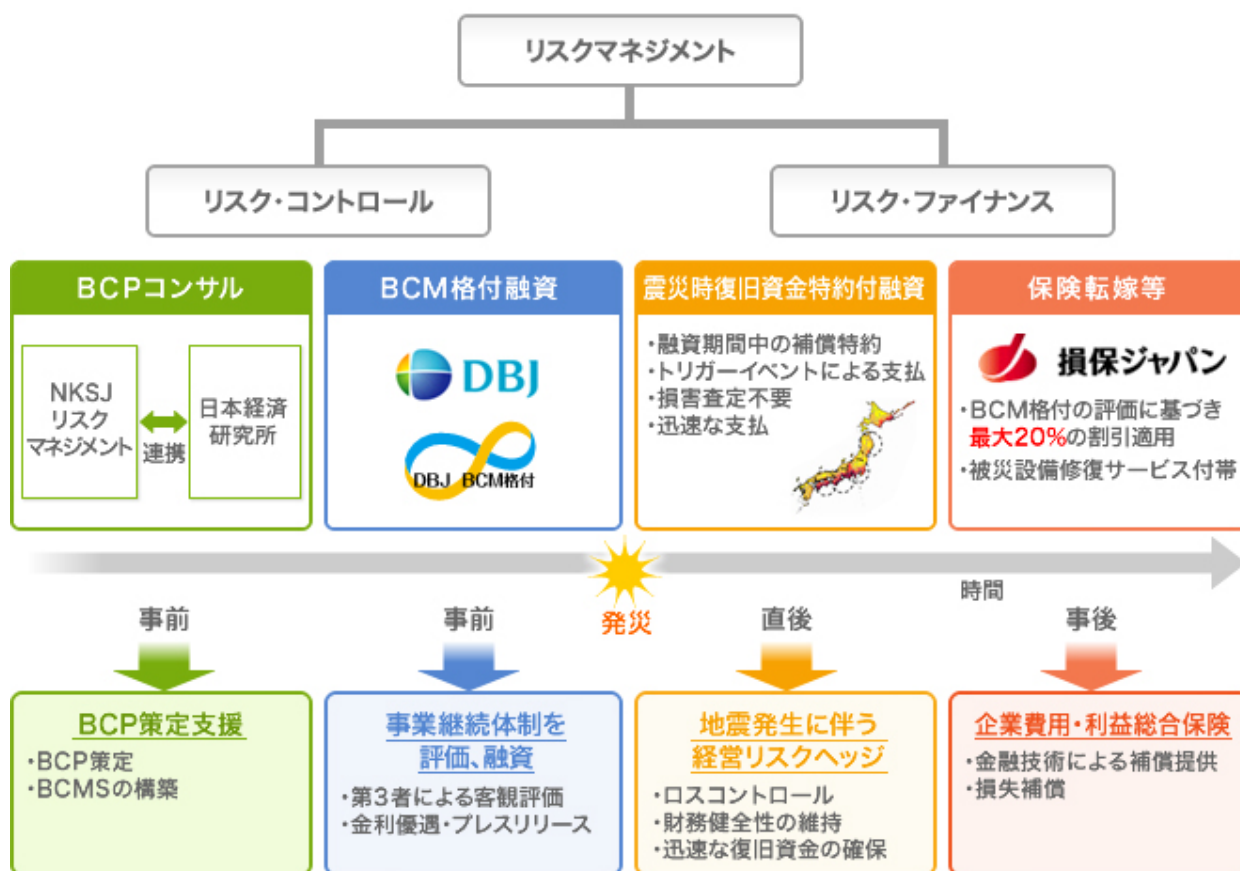
(参考)H27年度概算要求において新規・拡充の要求・要望を行っている主な促進施策

- 石油コンビナート事業再編・強靱化推進事業【新規】(経済産業省)
- 高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業【新規】(経済産業省)
- 食品サプライチェーン強靱化総合対策事業【新規】(農林水産省)
- 官民連携新技術研究開発事業【拡充】(農林水産省)
- 地域エネルギー供給拠点整備事業【拡充】(経済産業省)
- 都市安全確保促進事業【拡充】(国土交通省)

(参考1) 日本政策投資銀行におけるBCM格付け融資制度について

「DBJ BCM格付」融資は、DBJが開発した独自の評価システムにより防災及び事業継続対策への取り組みの優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「BCM格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資制度です。

BCM格付を軸とした企業リスクマネジメント支援サービス



(参考2) 公共施設の整備・運営においてPPP／PFI手法を導入した事例

公立学校施設におけるPFI事業

京都市立小中学校耐震化PFI事業



○事業内容

災害時の指定避難所となる京都市立太秦小学校等4校の耐震化について、民間事業者の能力やノウハウを活用することにより、既存校舎を使用しながら、学校教育活動等への影響をできる限り低減しつつ、安全安心な学校を実現することを目的に、耐震補強業務等を実施。

○事業方式・事業類型

事業対象4校において対象棟の耐震補強業務を行った後に、建築基準法12条に基づき定期調査等業務を実施するRO(Rehabilitate Operate)方式を採用。

○活用した国の支援制度等

- ・耐震補強業務:安全・安心な学校づくり交付金
(現・学校施設環境改善交付金)[文部科学省]
- ・定期調査等業務:なし

福祉施設におけるPFI事業

長岡市「高齢者センターしなの」整備、運用及び維持管理事業



○事業内容

官民協働により、交流・健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的なサービスを提供する。

○事業方式・事業類型

公共部分の高齢者センター(大広間、交流室や貸和室、研修室等)に対して、事業者が設計・建設し、一定期間(20年間)所有、維持管理業務及び運営業務を遂行した後、市に無償譲渡するBOT(Build Operate Transfer)方式を採用。

○活用した国の支援制度等

- ・高齢者生活支援施設等整備事業[国土交通省]

庁舎施設におけるPFI事業

中央合同庁舎第8号館整備等事業



○事業内容

中央合同庁舎第8号館の整備と内閣府本府庁舎との一体的な活用により、内閣府及び内閣官房の分散機能を集約し、防災・危機管理機能の強化を図ると共に、効率的な維持管理・運営を図るもの。

○事業方式・事業類型

BTO(Build Transfer and Operate)方式・サービス購入型を採用。

○活用した国の支援制度等

なし

警察署施設におけるPFI事業

神宮前一丁目民活再生プロジェクト



○事業内容

警察施設(警視庁原宿警察署・単身待機宿舎)及び民間収益施設(住宅、オフィス、商業施設)の設計、建設、維持管理・運營業務等

○事業方式・事業類型

公共施設である警察施設の設計、建設、維持管理・運營業務をBTO方式によるPFI事業として実施。あわせて、同一敷地内の余剰地に定期借地権設定方式による民間収益事業をPFI附帯事業として実施。

○活用した国の支援制度等

都道府県警察施設整備費補助金[警察庁]

浄水施設におけるPFI事業

寒川浄水場排水処理施設特定事業 (神奈川県高座郡寒川町)



○事業内容

- 1 排水処理施設(脱水施設)の設計・建設
- 2 排水処理施設の維持管理・運営
- 3 脱水ケーキの再生利用
- 4 上澄水の返送

○事業方式・事業類型

BTO(Build Transfer and Operate)方式を採用。

○活用した国の支援制度等

なし

下水処理施設におけるPPP事業

愛知県衣浦東部浄化センター 下水污泥燃料化施設(愛知県碧南市)



○事業内容

衣浦東部浄化センターにおいて下水污泥を下水污泥燃料化施設にて炭化处理し、下水污泥炭化燃料(炭化物)を製造後、全量を中部電力株式会社碧南火力発電所で石炭と混焼利用するもの。

○事業方式・事業類型

DBO(Design Build Operate)方式を採用。

施設の設計・施工:平成21年12月～平成24年3月

施設の運転・維持管理:平成24年4月～平成44年3月

○活用した国の支援制度等

下水道事業費補助[国土交通省]

空港施設におけるPFI事業

東京国際空港国際線地区整備等事業

(旅客ターミナルビル等・貨物ターミナル・エプロン等)



○事業内容

羽田空港再拡張事業による新設滑走路の供用開始に合わせ、民間のノウハウ等を活用して、新たに国際線旅客ターミナルビルやエプロン等、国際定期便の就航に必要な機能の整備等を実施。

○事業方式・事業類型

- ・旅客ターミナルビル等・貨物ターミナルには、独立採算型を採用し、公募型プロポーザル方式で選定。
- ・エプロン等には、サービス購入型を採用し、総合評価一般競争入札で選定。

○活用した国の支援制度等

- ・旅客ターミナルビル等・貨物ターミナル: なし
- ・エプロン等: 空港整備事業[国土交通省]

【PPP／PFIの推進のための計画等】

○「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)」(抜粋)

V. 必要施策の方向性

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIの積極的な活用を検討することとする。

○「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日総務大臣通知)」(抜粋)

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

五 PPP/PFIの活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

○分野ごとのガイドライン等

- ・「公立学校耐震化PFIマニュアル(平成20年10月、文部科学省)」
- ・「まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン(平成26年4月、国土交通省)」
- ・「水道事業における官民連携に関する手引き(平成26年3月、厚生労働省)」
- ・「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)(平成26年3月、国土交通省)」